

熊谷市農業委員会
第22回総会議事録

令和5年5月29日（月）
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第22回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和5年5月29日(月)午後1時30分
- (2) 閉会の日時 令和5年5月29日(月)午後3時05分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター 大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 42名
- (2) 欠席数 5名

農業委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	欠	木村 進	11	出	田中 輝久
2	出	森田 豊	12	出	柿沼 憲雄
3	出	塚田 修	13	出	笛木 清
4	出	大島 正	14	出	栗原 一森
5	出	関口 久夫	15	出	大鷲 利夫
6	出	木部 富次	16	出	大野 隆一
7	出	金井 和夫	17	出	水野 明
8	出	神沼 孝治	18	出	腰塚菜穂子
9	出	権田 久男	19	出	上山 豊明
10	欠	夏目 亮一			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	中嶋 儀臣	15	出	関口 明男
2	出	西田 茂夫	16	出	滝田 法明
3	出	根岸 勇	17	出	吉田 正己
4	出	伊藤 由行	18	出	岡田 藤寛
5	出	野邊 八雄	19	出	小崎 信明
6	出	福島 清一	20	出	戸森 貫一
7	出	石井 芳夫	21	出	長谷川 隼男
8	出	稲村 文男	22	出	坂本 三郎
9	欠	菊地 修一郎	23	欠	田沼 寛央
10	出	漆原 秋夫	24	欠	細田 文男
11	出	鯨井 章男	25	出	森 一男
12	出	中島 正樹	26	出	中川 登美夫
13	出	奥野 進	27	出	林 和弥
14	出	小澤 好則	28	出	吉野 福司

4 議 事

(1) 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議案第6号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認通知の承認について

(2) 報 告

報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告事項(2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告事項(3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告事項(4) 農地法第18条第6項の規定による通知について（合意解約）

報告事項(5) 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について（2a未満の農業用施設）

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 木部 富次

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	<p>皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第22回総会を開会いたします。</p> <p>それでは、はじめに、木部会長から御挨拶をいただきます。</p>
会長	(会長あいさつ)
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以降の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、木部会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局次長	<p>本日の出席は、農業委員は19名中17名であります。なお、農地利用最適化推進委員については28名中25名でございます。</p>
議長	<p>事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p> <p>続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。</p>
議長	<p>(議長一任の声あり)</p> <p>議長一任の声がありました。それでは、議事録署名委員については、8番、神沼委員、9番、権田委員をお願いいたします。</p> <p>また、書記には事務局職員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。本日、審議いたします案件は、</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について</p> <p>議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について</p> <p>議案第6号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認通知の承認について</p>
	<p>以上、6議案です。よろしく御審議願います。</p>

議長	<p>各議案については概要説明とさせていただきます、短時間での審議としたいと思いますので、御協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、はじめに議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたしますが、議案番号6について新規就農の方に出席をお願いしてございますので先に審議をいたします。議案番号6について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案番号6について概要を説明する。】</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の議案番号6について説明いたします。</p> <p>議案書の2頁、議案書資料の1頁及び4頁から8頁の営農計画書、また、お手元の黄色の封筒に同封しております「令和5年4月以降の新規就農の取扱い」がございましたのでそちらをあわせて御覧ください。</p> <p>譲渡人は新規就農者となりますが、今回取得予定の農地面積が1,000㎡を超えるため、「令和5年4月以降の新規就農の取扱い」に記載のとおり、本総会に御出席いただきました。</p> <p>申請地につきましては現在耕作されており、機械の保有状況、従事日数から、今後についても効率的に利用されていくものと思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、許可要件の全てを満たしていると思込まれます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、申請人の入室を認めます。</p> <p>(申請人 ○○○○氏入室)</p>
申請人	<p>本日はお忙しいところ大変御苦勞様です。新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などについて説明をお願いいたします。</p> <p>○○と申します。宜しく申し上げます。</p> <p>営農計画書に基づき御説明させていただきます。</p> <p>就農の動機ですが、露地野菜を希望しており、野菜という食糧生産は大事な基盤となる仕事であり、その仕事に従事したいと思っております。農業従事者が減少する中、地域に貢献したいと思っております。</p> <p>農業経験ですが、最初はプランターからはじめ、自宅の庭や○○○○○○○○、そして○○○○○○○○で○○○○○○○○の原種生産を行</p>

熊谷市農業委員会としても後継者不足が課題となっています。我々も第三者経営移譲を率先して斡旋しておりますので、今回もぜひ成功していただきたいと思っています。私たちも力になり支援していきたいと思えます。

特に、質疑、意見等もないようです。申請人の方は退室をお願いいたします。本日は大変御苦労様でした。

(申請人 ○○氏 退室)

それでは、議案番号6について、質疑、意見等を求めます。また、事前に聞き取りを行った木村委員、吉田委員から特段の指摘事項はありませんでした。

ほかに質疑、意見等はございませんか。

(なしの声)

特に質疑、意見等もないようですので、これより採決をいたします。議案第1号における議案番号6について、本案を許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。

続きまして、議案第1号における議案番号6以外の案件につきまして審議をいたします。事務局に説明を求めます。

事務局

【事務局が、議案番号6以外について概要を説明する。】

議案書の1頁から3頁、議案書資料についても1頁から3頁を御覧ください。

概要の説明に先立ち、1点御報告がございます。議案資料について、番号4、番号9、番号13の第1号について「確認中」と記載しております。これは、本総会資料を送付した時点では現地の状況が確定しておらず「確認中」と記載しましたが、送付後、改めて現地確認したところ、現地の状況が変更となり、その結果、非該当と判断いたしましたので御報告いたします。

それでは概要の説明に移ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については先程審議頂いた議案番号6を除き、全12件の申請があり、取引額、現地確認等は資料に記載のとおりです。

番号5については、先程御審議頂いた議案番号6同様、譲受人は農

	<p>地を所有しておらず、新規就農者となりますが、取得予定の農地面積が1,000㎡を下回るため、本総会への出席は求めませんでした。譲受人は申請地の〇〇〇を所有しており、〇〇〇〇を営むため、本申請に至ったものです。申請地の状況は適正に管理されており、今後も効率的に利用されていくものと思われます。</p> <p>その他の案件につきましても、全案件とも譲受人の経営する全ての農地は適正に管理されており、今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号については、全件、許可要件の全てを満たしています。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>令和5年4月より3条における下限面積が撤廃され、事務局説明のとおり、新規就農において1,000㎡未満の申請については、総会に出席を求めず審査を行いますので、慎重審議をお願いいたします。</p> <p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第1号、議案番号6以外の案件について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案書の4頁、議案書資料の9頁を御覧ください。</p> <p>議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については全3件で内訳は、「農家住宅敷地拡張」1件、「自己用住宅敷地拡張」1件、「自己用住宅」が1件です。</p> <p>事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出</p>

事務局	<p>されている質疑等ありますか。</p> <p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを 上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】 議案書の5頁、議案書資料の10頁を御覧ください。 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については16件、内訳は「自己用住宅」9件、「境内地」1件、「駐車場、資材置場」5件、「歯科医院」が1件です。 事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。 資料には記載がありませんが、1点御報告いたします。議案書の9頁、議案番号16については条件付きでの許可相当で御審議いただきたいと思っております。条件の内容ですが、必要な資力を証明する資料が提出された後に許可をしてほしいとするものです。転用の審査にあたり真偽を確認するものであり、本案件は〇〇〇〇〇〇〇により建物を建築すると伺っていますが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇を確認する書類が本日まで提出されておりません。代理人を通して依頼していますが、準備中で本日の総会に間に合いませんでした。そこで、条件付きとし、真偽が確認された後に許可相当にしようとするものです。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、議案番号16について先に審議をいたします。本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>

塚田農業委員	○○○○○○○の資力を確認するための書類は、何か月以内に提出されるのですか。
事務局	特別に国や県からの基準は示されていませんが、一般的に約3か月以内に発行された証明の提出を求めています。
塚田農業委員	証明書が発行されるのが3か月以内ということですか。
事務局	本来であれば書類を提出する時に添付すべき書類であり、提出時の約3か月以内に発行されたもので、今回のケースであれば3月や4月頃に発行されたものであればよいというものです。
塚田農業委員	申請後ではなく、3か月前ということですね。
事務局	そのとおりです。
議長	他に、質疑、意見等ございませんか。
西田推進委員	議案番号16番ですが、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の広い土地ですが、これだけの面積の必要性について伺います。建物の建築面積や駐車場を含めた土地と思われませんがその状況について教えてください。また、○○地内とのことですが場所はどの辺りか教えてください。
事務局	○○○の建築面積は○○○○で、○○○を○○○配置するとのこと、かなり大規模なものになります。○○○○○○○○を確保し、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○を見越しているとのこと。○○○○○も確保します。次に、場所につきましたは、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の道路沿いとなります。○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○もあります。農地を蚕食するものではなく、○○○○○○○○一画を選定したものです。
西田推進委員	分かりました。ありがとうございました。
議長	他に、質疑、意見等ございませんか。
	(なしの声)
	特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第3号の議案番号16について、本案を「必要な資力を証明する資料を提出すること」という条件を付して許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

西田推進委員	<p>(挙手 多数)</p> <p>挙手多数です。 よって、本案については、「必要な資力を証明する資料を提出すること」という条件を付して許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>続きますして、議案第 3 号の議案番号 1 6 以外の案件について審議をいたします。 本案について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございますか。</p> <p>議案番号 1 2 の○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○にする案件です。議案書資料 1 0 頁では○○○○○○○○に農振が除外され、青地が白地になり、農地区分が 1 種になったと記載があります。○○○○○○○○○○の土地は、以前青地であって、なかなか○○○○○○○○○○ができなかったと記憶しています。担当課が異なると思いますが、○○○○に除外が認められた理由についてお聞かせください。</p>
事務局	<p>○○○○○○○○○○を建設するため今までの○○○が使えなくなったこと、また○○○○○で○○○用地が確保できないなどの相談を受けたと記憶しています。確かに、青地は転用がしづらい一方で、地元の企業や働く方に対しては最小限の範囲で農地転用を認めていこうとする動きもあります。その中で、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○であり、審査を経て限定的な対応として認められたものと思われる。誰もが駐車場に転用できるものではなく、あくまでも限定的な対応であると思われる。</p>
西田推進委員	<p>分からない訳でもありませんが、○○○○○○○○○○○○○○○○○○で長い間青地であり、状況的には条件も変わっていないように見受けられます。既に除外が認められており、県の裁量となりますが、何が変わったのか理由を確認したくて質問したものです。特に回答は求めません。</p>
議長	<p>他に、質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第 3 号の議案番号 1 6 以外の案件について、本案を許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

	<p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局に説明を求めます。</p> <p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。</p> <p>議案書10頁から47頁、議案書資料12頁を御覧ください。</p> <p>申請件数は265件、528筆、724,747.57㎡です。内訳につきましては、議案書資料の表のとおりです。</p> <p>今回の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上、御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
事務局	
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>まず、議事参与の制限に関する案件がございますので、先に審議いたします。</p> <p>はじめに、議案番号139については、借受人が、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇となっておりまして、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p> <p>それでは、議案番号139について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第4号における議案番号139について本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって本案については原案どおり承認すべきものと</p>

決しました。

〇〇委員は入室をお願いします。

(〇〇委員 入室)

続きまして、議案番号200については、借受人が、〇〇委員となっておりますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。

(〇〇委員 退席)

議案番号200について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。

(なしの声)

特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。

議案第4号における議案番号200について本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

挙手全員です。よって本案については原案どおり承認すべきものと決しました。

〇〇委員は入室をお願いします。

(〇〇委員 入室)

続きまして、ただいま審議いたしました、議事参与の制限に係る案件以外について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。

(なしの声)

特に質疑、意見等もないようですのでこれより採決いたします。

議案第4号における、議事参与の制限に係る案件以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

事務局	<p>を上程し、事務局の説明を求めます。</p> <p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案書48頁から59頁まで、議案書資料13頁を御覧ください。</p> <p>議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、説明します。</p> <p>今回の促進計画は、奈良地区、中条地区、東別府地区、津田・向谷地区、三尻地区、津田新田・屈戸地区、中曽根地区の7地区の案件について審議していただきます。</p> <p>貸借内容については、議案書及び議案書資料のとおりとなっておりますので、御覧ください。</p> <p>今回の農用地利用集積等促進計画（案）で設定する121筆は、農地の全てを効率的に利用し耕作等を行うこと、周辺の農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事するものとして作成しており、各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>議事参与の制限に係る案件がありますので、先に審議いたします。</p> <p>議案番号3から12については、賃借権の設定等を受ける者が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇となっておりますので〇〇委員は、一時退席をお願いいたします。</p> <p>（ 〇〇委員 退席 ）</p> <p>議案番号3から12について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>（ なしの声 ）</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第5号における議案番号3から12について本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（ 挙手 全員 ）</p> <p>挙手全員です。よって本案については原案どおり承認すべきものと決しました。</p>

	<p>〇〇委員は入室をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p> <p>続きまして、ただいま審議いたしました、議事参与の制限に係る案件以外について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第5号における議案番号3から12以外の案件について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案どおり承認すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第6号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認通知の承認についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p> <p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案書の60頁を御覧ください。</p> <p>議案第6号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認通知の承認について説明します。</p> <p>こちらの案件については、相続税の納税猶予を受けている農地のうち、猶予を受けてから10年が経過しようとするものについて、税務署からの依頼を受け、現在の農地の利用状況を確認し税務署に報告するものです。農業委員会の報告により、税務署が納税の免除を決定するものです。今回の対象は1名、現地確認した利用状況は記載のとおりです。</p> <p>以上御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
事務局	
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>

特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。
議案第6号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認通知の承認について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

続きまして、報告事項につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき専決処分済みの事項でありますので、御了解をお願いいたします。

以上で本日の議案、報告、すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。

事務局次長

木部会長、ありがとうございました。
次に次第の6、その他に移らせていただきます。

【熊谷市元気な農業支援事業の説明（農業政策課）、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況及び令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について、説明、討議を行い承認される。続いて、令和6年度農林関係税制改正に関する要望及び令和6年度県農業施策に関する意見について、説明、討議を行い、決定される。続いて、農業委員等の公務災害制度加入について承認、緑の羽根募金の承認を行う。】

また、総会終了後タブレット操作研修を行いますので指定の場所に参集くださいますようお願いいたします。事務局からは以上ですが、皆様から何かありますでしょうか。

(なしの声)

それでは、閉会のあいさつを夏目会長職務代理にお願いするところですが、本日欠席ですので、これにて第22回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長	浅見 和彦
次長兼農政係長	佐藤 雅史
主幹兼農地係長	長谷川 幸弘
主任	贄田 敦嗣
主任	滝口 悠太

産業振興部農業政策課職員

主査	飯田 正乃
----	-------

令和5年5月29日

熊谷市農業委員会

会 長 木 部 富 次 _____

署名委員 神 沼 孝 治 _____

署名委員 権 田 久 男 _____